

# 市議会かわらばん

(ホームページ) <http://nakagawakensaku.sakura.ne.jp/> (メールアドレス) [nakagawa@sanmedia.or.jp](mailto:nakagawa@sanmedia.or.jp)

## 災害がれき受け入れ表明、撤回を！

### がれき焼却は安全か？

3月15日、野坂市長が東北の災害がれき受け入れを表明しました。米子市民のみならず、周辺自治体住民の間にも「本当に安全なのか」という不安の声が広がっています。

これまでにがれきを焼却した地域では、放射性物質が煙突から排出されています。一般のごみ焼却場のバグフィルターで放射能は除去できないことは、メーカーも認めています。微量であっても、放射性物質が大気中に放出されると、山陰の農漁業は大きな打撃を受けます。また、放射能の影響を受けやすい子どもは将来も心配です。

放射能は拡散せず、閉じ込めて管理することが国際ルールです。残念ながら、福島原発事故によって、東日本は少なからず放射能に汚染されてしまいました。汚染から免れた西日本は、

東日本の方々のための安全な食料生産基地として、また、東日本の子どもたちを受け入れる避難先としての役割があります。

「全国でがれき処理を引き受けないと復興が進まない」と政府、マスコミがキャンペーンを繰り広げていますが、必要な復興支援は何か、正しい情報をもとに市民の判断が問われています。

### 宮城県、岩手県に行ってきました

現地の実情を自分の目で確かめるために、4月30日～5月2日にかけて、宮城県、岩手県を視察してきました。石巻市、女川町、仙台市では、津波被害の跡が今も生々しく、現地の厳しい状況を実感しました。

宮城県庁、岩手県庁でお聞きしたところ、両県の各自治体とも一次仮置き場へのがれき搬入はほぼ100%終了し、まち中ががれきが

散乱している状況はないとのことでした。実際に訪れた市や町でも、がれきは仮置き場に積まれ、仙台市では三か所の仮設焼却場で処理が進んでいました。「がれきがあるから復興のための事業ができない」という報道は事実と違うようです。

宮城県では四つのブロックにわけて、仮設焼却炉(二十二基)などでの処理が進められています。被害の大きかった石巻ブロック以外は、ブロック内で処理ができるということでした。仙台市は自らで処理を行っており、半年早く終了するので、石巻ブロックのがれきも引き受ける予定とのことでした。

宮城県は現在、広域処理の見直しを行っており、当初見込みよりかなり減る見込みとのこと。できるだけ県内で処理をしたいとのこと、地元が広域処理を切に望んでいるかのような環境省のキャンペーン

は根拠のないものであることがわかりました。

岩手県も、リサイクル率が高くなる可能性がある等の理由で、がれき量を精査して、五月中に処理再生計画の改訂をするということです。驚いたのは、「財務省の災害査定でチェックされるので、多額の運搬費用をかけてまで遠方に運ぶことは考えられない。」という説明で、報道と違います。今回の視察を通して、国が広域処理の必要性について説明できない理由がわかりました。放射能を拡散するだけでなく、必要性さえ説明できないがれきの広域処理受け入れ表明を、市長は撤回すべきです。



仙台市の仮設焼却施設を視察

# 3月議会報告



## 各個質問①

### 今議会も原発問題が中心

3・11から1年、今なお、東日本での避難民は34万人と言われています。今も被ばくを強いられている人たちが、あるいは子どもも放射能から守るために県外に避難し、家族のきずなが絶たれつつある人たちのことを考えると、本当に言葉もありません。これ以上、悲惨な原発事故を起こさないために、再生可能エネルギーの促進とエネルギー浪費社会の見直しによって、脱原発社会を実現しなければならぬと考えます。

#### 島根原発再稼働判断への関与について

昨年、島根県知事が、原発の再稼働判断に際しては、影響が及び得る方々の意見をよく聞くと発言しています。この発言の中には

鳥取県側も入っているようなので、米子市としても、鳥取県あるいは境港市とともに、島根県知事に対して鳥取県側の意見を反映するルールをつくることを要望するように求めました。

「今後、鳥取県側で連携を組みながら、島根県にどういった意見を言っていくのか、申し入れなり、協議という形で話をしていく方向になると考えている。」との総務部長答弁でした。

#### 島根原発に対する市民意識の把握と市長の対応

3・11で原発に対する市民意識がどう変わったかを調べるべきだと提案してきましたが、残念ながら市は行わなかったため、1議員

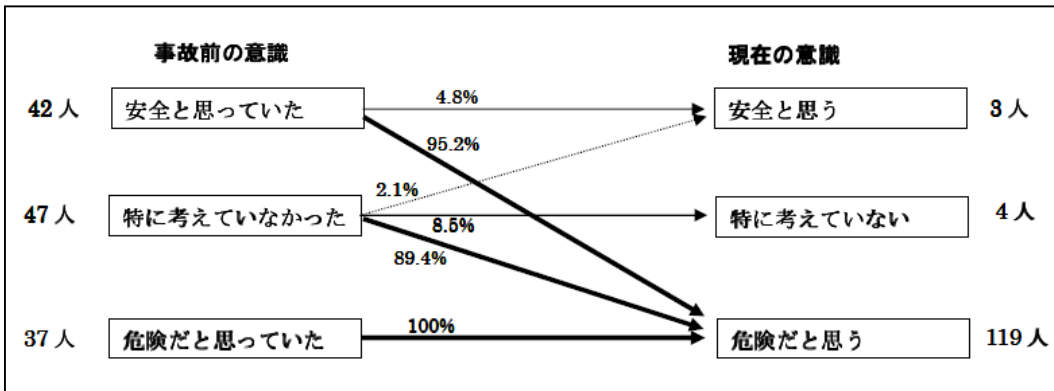
の立場で実施しました。電話帳で抽出した名簿で往復はがきのアンケートを500枚発送し、有効回収率は27・9%でした。集計・分析は、島根大学法文学部社会学研究室・吹野卓教授にご協力をいただきました。

事故前には原発は安全だと思っていた人が、事故後は、95・2%が危険だと思ふようになった、事故前には特に考えていなかったという人も89・4%が危険だと思ふようになったと、非常に大きな市民意識の変化が見られました。

今後どうすべきかという設問に対しては、これまで安全だと思っていた人40人も、次第に縮小、廃止すべき、あるいは早急に全廃すべきを合わせて90%になっています。それから、事故前に特に考えていなかったという47人についても、次第に縮小、廃止すべき、早急に全廃すべきが、合計で87・3%になっています。

アンケートで明らかに変わった市民の声を受けとめ、市長として原発に対する態

度を明らかにするように求めました。市長は、「個人的には縮小の方向に向かうのが望ましいと思つているが、本当にそれができるのか、国がエネルギー政策、安全対策を踏まえた方向性を打ち出すべきだと思つて



#### UPZ (緊急防護措置区域) の範囲拡大を求める

UPZは、国が原発事故に備えて避難体制の整備、安定ヨウ素剤の配布などの防護対策を義務づける区域のことです。国は30キロ圏を目安と言ってきましたが、滋賀県は福井県の原発から放射性物質が拡散する予測を行い、独自に42キロまで拡大しました。

米子にとつても、特に冬場は西風が多く、事故が起これば放射能の影響を受ける範囲は30キロにとどまりません。滋賀県のようにUPZを拡大することについて、県と早急に相談して対応するように求めました。

「防災計画を策定する上で、UPZの範囲の設定は重要な問題であり、県と協議していきたい」との市長答弁でした。

# 米子市民自治基本 条例案に反対しま した

市の条例案は、24人全員公  
募の委員による検討委員会  
が、「まちの憲法」をつくるこ  
とへの熱い使命感と強い責任  
感をもって、2年をかけてま  
とめた素案と全くかけ離れた  
ものです。

具体的には、「自治」、「市政  
に参画する権利」「情報を知る  
権利」などの表現を削除して  
います。その他、市民が求める  
議会を定義した条項の削除、  
最高規範性の削除、男女共同  
参画条項の全削除、「常設型住  
民投票制度の検討を進める」  
とした項目の削除等を行って  
います。

一方、素案では市民への義  
務づけはやめようとの確認で  
したが、条例案は、「市民の責  
任」が真っ先に書かれていま  
す。自治基本条例は、市民を  
縛るものではありません。本  
末転倒です。

このような条例を認める  
ことはできないので、反対し  
ました。

# 「緊急事態基本法」 の制定を求める請 願に反対

請願は「東日本大震災での  
国の対応は、緊急事態におけ  
る取り組みの甘さを国民と  
世界に示した。大規模災害や  
武力攻撃、テロなどの非常事  
態に対処するために、緊急事  
態基本法を早急に制定する  
よう求める意見書を国に提  
出すること」という内容。

原発事故被害を拡大させ  
たのは、国民の知る権利を奪  
い、原発の危険性を覆い隠し  
て、地震国日本に54基もの  
原発を建設してきた歴代政  
府の政策的誤りです。そし  
て、福島原発事故で放出され  
た放射能がどのように拡散  
したのか、国民に知らせず、  
多くの住民を被曝させた現  
政府の責任です。

緊急事態基本法などで、よ  
り公然と基本的人権を制限  
すれば、もっと深刻な事態が  
生じることになります。  
3.11を政治的に利用する  
ことは、被災者や災害犠牲者  
の心を踏みにじるものです。

# 原子力から再生可能エネ ルギーへの段階的転換を 求める陳情、不採択？

陳情は、原子力発電を基幹  
電源と位置付ける現在の「エ  
ネルギー基本計画」を見直し、  
再生可能エネルギーへと段階  
的に転換するように国に求め  
てください、という内容。

ドイツは、電力部門の再生  
可能エネルギーを、2050  
年までに100%にする計画で  
す。再生可能エネルギーへの  
転換は、政策として推進すれ  
ば可能であることを示してい  
ます。

福島原発事故で、放射能汚  
染は深刻な被害をもたらすこ  
とが明らかになりました。原  
子力から再生可能エネルギー  
への転換は、持続可能で安心  
して暮らすことのできる日本  
をつくるために、一刻も早く  
進めなければなりません。誰  
が考えても当たり前の陳情内  
容ですが、「島根原発1、2号  
機の運転と3号機の凍結を求  
める」という理由で不採択  
になりました。反対した議員  
の思考回路が理解できませ  
ん。

## 賛否が分かれた主な議案・陳情に対する全議員の賛否一覧(3月議会)

- ①議案「米子市民自治基本条例の制定について」(23:5で可決)
- ②「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める請願(22:6で採択)
- ③原子力から再生可能エネルギーへの段階的なエネルギー源への転換を求める陳情(10:18で不採択)
- ④TPP参加に向けた関係各国との協議を中止することの意見書を求める陳情(8:20で不採択)

会派	氏名	①	②	③	④	会派	氏名	①	②	③	④	会派	氏名	①	②	③	④
蒼生会	岩崎 康朗	○	○	×	×	公明党	原 紀子	○	○	×	×	共産党	岡村 英治	×	×	○	○
〃	尾沢 三夫	○	○	×	×	〃	安木 達哉	○	○	×	×	〃	松本 松子	×	×	○	○
〃	竹内 英二	○	○	×	×	〃	安田 篤	○	○	×	×	〃	石橋 佳枝	×	×	○	○
〃	野坂 道明	○	○	×	×	よなご会議	国頭 靖	○	○	○	○	一院クラブ	遠藤 通	○	×	×	×
〃	藤尾 信之	○	○	×	×	〃	小林 重喜	○	○	×	×	市民派	中川 健作	×	×	○	○
〃	松田 正	○	○	×	×	〃	松井 義夫	○	○	○	×	仁	中田 利幸	○	○	×	×
〃	湯浅 敏雄	○	○	×	×	〃	矢倉 強	○	○	×	×	ムスカリ	門脇 邦子	×	×	○	○
〃	渡辺 穰爾	○	○	×	×	〃	伊藤ひろえ	○	○	○	○	コモンズ	杉谷第士郎	○	○	○	×
〃	渡辺 照夫	議 長				〃	稲田 清	○	○	×	×	虹	山川 智帆	○	○	○	×
公明党	笠谷 悦子	○	○	×	×	〃	西川 章三	○	○	×	○						

都市計画道路安倍三柳線の見直しを求める

過大な将来交通量予測

これまでも、内浜産業道路と国道431号を結ぶ計画の安倍三柳線は、過大な交通量予測に基づいており、見直すように求めてきました。昨年8月、分権改革の一環で都市計画法が変わり、都市計画道路の見直しに当たっては県の同意は不要になり、米子市の判断でできるようなったので、改めて取り上げました。

まず、整備の根拠になっている平成42年の将来交通量予測は、着工も難しい米子中央線（公会堂から突き当たり、三本松地内、上後藤の住宅密集地を突き抜けて安倍三柳線に通じる路線）とか、安倍糶町線（灘町3丁目の丸京庵から花園町、旗ヶ崎を通って安倍三柳線に通じる路線）が開通する前提なので、それを除外した将来交通量予測を検討するように求めてきた

が、どうなっているのかと尋ねました。

副市長から、「現在、長期実現性の薄い路線は外すこともあり得るのではないということも含め、県と慎重に協議、調整を重ねている」との答弁がありました。

車が減る時代に、むだな道路建設は見直しを

現在ストップしている外浜街道から外浜産業道路までは開通させるとしても、外浜産業道路から国道431号まで道路を延ばす必要はあるでしょうか。左折して2〜3分も走れば国道431号に乗れます。あと15年で団塊の世代は80歳を過ぎ、人口も車も減ります。外浜産業道路から国道431号までの延長をやめると、21億4千万円もの事業費が縮小できます。

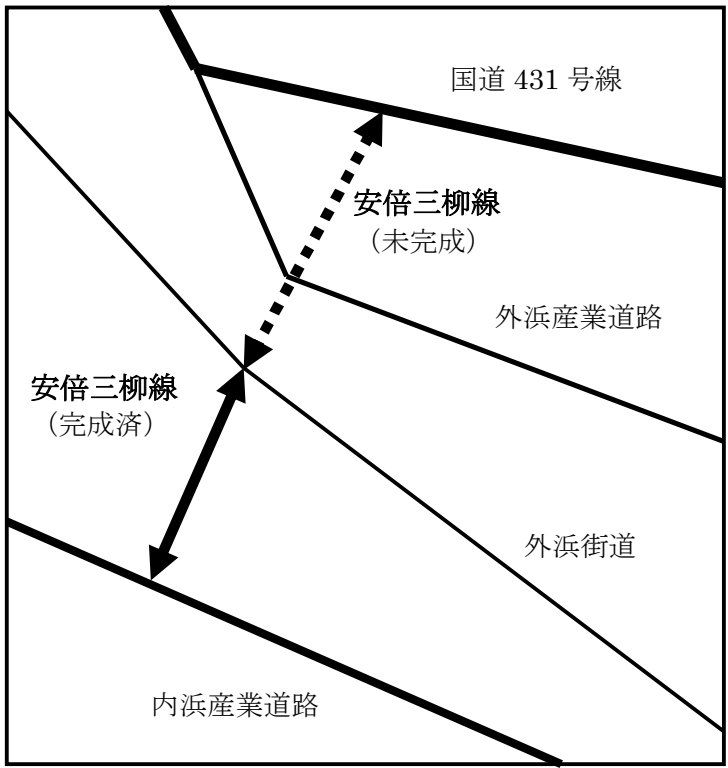
米子市には、教育施設の耐震改修、過去の投資の借

金返済等、お金が必要などころがいっぱいあります。そういう中で、15年先にはほとんど車が通らないような道路計画は見直すように求めました。

市長答弁は、「安倍三柳線は本市にとって必要な事業であり、市民の皆さんにも納得していただけたらと思っています。」の一点張りでした。

5月15日、米子市は、「将来交通量予測を見直した結果、交通量が大幅に減るといふ結果になったので、4車線を2車線に変更する」と発表しました。私が指摘した通り、将来予測は大幅に変わったのですが、国道431号まで延伸する方針はそのままです。車線減少によりどれくらい事業費が縮減されるかは、まだ計算できていないことです。

一歩前進ですが、「道路神話」を打ち破るためには、まだまだ時間がかかりそうです。



議員報酬会計報告 (2012年1~3月)

(収入)	
前月からの繰越	172,910
報酬 (44万円×3ヶ月)	1,320,000
合計	1,492,910

(支出)	
所得税	59,040
国保料	112,000
かわらばん送料	93,816
かわらばん紙、インク等	32,107
資料代	29,600
活動費(事務所維持費等)	209,453
中川生活費(25万×3ヶ月)	750,000
次月繰越金	206,894
合計	1,492,910